

「第6回信州バスまつり」広報業務委託仕様書（案）

長野県企画振興部
交通政策局交通政策課

この仕様書は、「第6回信州バスまつり」広報業務を委託するに当たり、その仕様等に関して必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の名称

「第6回信州バスまつり」広報業務

2 委託業務の目的

本事業は、公共交通の維持確保に向け、楽しみながらバスにふれあい、日常的な公共交通利用を促すことを目的に県と公益社団法人長野県バス協会が主催する「第6回信州バスまつり（以下、「イベント」という。）」について、様々な広告媒体（新聞やWEB、ラジオCMなど）を効率的に組み合わせることにより、子ども、ファミリー、高齢者などの幅広い層に向けて効果的な周知を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

4 委託業務の内容

本業務では、業務の目的を実現するために、以下の内容及び「公募型プロポーザル方式に係る企画提案書（以下、「提案書」という。）」に基づき、県と綿密に連携して業務を遂行すること。

（参考）「第6回信州バスまつり」の実施概要

ア 日程：令和8年11月29日（日）10:00～15:00（予定）

イ 場所：中南信運転免許センター（予定）

（長野県塩尻市宗賀桔梗ヶ原73-116）

ウ 実施内容（予定） ※現時点で想定される内容

- ・バス車両の展示
- ・バス事業者によるグッズ販売
- ・イベント（クイズ大会、バスと綱引きなど）
- ・運転士就職相談会
- ・キッチンカーによる販売 など

（1）イベント告知チラシのデザイン、印刷、配布

イベント内容を広く周知するためのチラシのデザイン及び印刷を行う。

ア サイズはA4サイズとする。

イ 作成したチラシは教育機関や商業施設等で配布することを想定。

(2) 新聞、ラジオ CM、WEB 広告などの各種媒体を活用した効果的な広報活動の企画及び実施
複数の広告媒体を組み合わせた効果的な広報活動を企画し、実施するものとする。

ア 広告媒体の種類や実施回数は指定しないが、活用する媒体ごとに掲載予定回数及び掲載予定期間を提案書に明記すること。

イ 広報の対象範囲は長野県全域とするが、特にイベント開催地周辺の地域には十分な周知が図られるよう、考慮すること。

ウ 広告媒体の選定にあたっては、ターゲットを明確にして提案すること。

エ 広告の掲載時期は別表を目安とすること。

5 業務に要する経費の限度額

4,463,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

6 成果物及び納品

(1) 成果物

ア 4 (1) で作成したチラシ 4,000 部

イ チラシの編集可能な電子媒体（Word、Excel、PowerPoint 等）及び PDF 形式のデータ

ウ その他、本業務で作成した広告媒体の電子データ

エ 委託業務完了報告書

(2) 納入場所

ア (1) アは本県が指定する場所（長野県内）

イ (1) イ、ウ及びエは長野県企画振興部交通政策局交通政策課

(3) 納入期限

ア (1) ア及びイについては、別途協議（イベント開催の 1 か月ほど前を想定）

イ (1) ウ及びエについては、令和 8 年 12 月 7 日（月）まで

7 成果物の帰属及び秘密保持

(1) 成果物の帰属

ア 本業務による成果品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は委託者に帰属するほか、委託者は、本業務の成果品を、自ら又は 委託者が認めた第三者が使用するために必要な範囲において無期限で随時利用できるものとする。

イ 本業務で使用する画像等の著作権上の権利関係について、受託者において調査・

確認を行うこと。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

8 契約の変更

契約内容の変更については、委託者と受託者の協議により定める。

9 その他留意事項

(1) 受託者は、法令並びに本県の条例、規則及び規程を遵守し、委託者が最適な成果を得られるよう誠実に本業務を遂行すること。

(2) 受託者は、本業務遂行の際は、委託者と十分な協議を行うこと。

(3) 仕様書に定めのない事項その他の本業務の進め方等について調整が必要な場合や疑義が生じた場合は、その都度、委託者と十分な協議を行った上で実施すること。

別表（４（２）ウ関係）

広告媒体（例）	掲載時期（目安）
新聞	10月下旬から11月28日（前日）まで
ラジオCM	10月下旬から11月28日（前日）まで
WEB 広告	10月下旬から11月28日（前日）まで
その他	別途協議

※上記は目安であり、本業務の趣旨・目的に照らし、より効果が見込まれる提案であれば、これによる必要はない。